

## 新制度における 1 号利用者負担案

## 1 国の示す利用者負担イメージ

国基準（第一案）		
区分	階層区分 所得税	利用者 負担
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯	9,100
C	77,100 円以下 (年収～360 万)	16,100
D	211,200 円以下 (年収～680 万)	20,500
E	211,201 円以上 (年収 680 万～)	25,700

## メリット

・利用者負担について市の新たな財政負担がない。

## デメリット

・階層区分が変わる時、利用者負担額の増加幅が大きい。

## 課題

・2号と比べて利用者負担が高い階層がある。

2 国基準の各階層を均等に区分  
各階層の終わりで国利用者負担と同額

市基準（第二案）		
区分	階層区分 市民税所得割	利用者 負担
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯	0
C	市民税均等割りのみ課税	3,200
D1	1 円～19,200 円	6,400
D2	19,201 円～38,500 円	9,600
D3	38,501 円～57,800 円	12,800
D4	57,801 円～77,100 円	16,100
D5	77,101 円～110,600 円	17,200
D6	110,601 円～144,100 円	18,300
D7	144,101 円～177,600 円	19,400
D8	177,601 円～211,200 円	20,500
D9	211,201 円～273,100 円	21,800
D10	273,101 円～335,000 円	23,100
D11	335,001 円～397,000 円	24,400
D12	397,001 円以上	25,700

## メリット

・階層区分が変わる時、利用者負担額の増加幅が少ない。

## デメリット

・利用者負担について市の新たな財政負担が増える。  
(26,770 千円/年)

## 課題

・2号と比べて利用者負担が高い階層がある。

3 現行保育料階層を参考に区分  
各階層の終わりで国利用者負担と同額

市基準（第三案）		
区分	階層区分 市民税所得割額	利用者 負担
A	生活保護世帯	0
B	市民税非課税世帯	0
C	市民税均等割りのみ課税	3,200
D1	1 円～19,999 円	6,400
D2	20,000 円～48,599 円	9,600
D3	48,600 円～61,999 円	12,800
D4	62,000 円～77,099 円	16,100
D5	77,100 円～86,999 円	16,600
D6	87,000 円～96,999 円	17,200
D7	97,000 円～114,999 円	17,700
D8	115,000 円～133,499 円	18,300
D9	133,500 円～151,999 円	18,800
D10	152,000 円～168,999 円	19,400
D11	169,000 円～199,999 円	19,900
D12	200,000 円～239,999 円	20,500
D13	240,000 円～279,999 円	21,300
D14	280,000 円～300,999 円	22,200
D15	301,000 円～333,499 円	23,000
D16	333,500 円～359,999 円	23,900
D17	360,000 円～396,999 円	24,800
D18	397,000 円以上	25,700

## メリット

・階層区分が変わる時、利用者負担額の増加幅が少ない。  
・こども園において、2号との比較がしやすい。

## デメリット

・利用者負担について市の新たな財政負担が増える  
(28,629 千円/年)

## 課題

・2号と比べて利用者負担が高い階層がある。

